

2022年 7月31日作成（第1版）

疑義照会プロトコル（保険薬局・病院間）

医療法人社団浅ノ川 心臓血管センター金沢循環器病院

〈はじめに〉

本プロトコルは医療法人社団浅ノ川 心臓血管センター金沢循環器病院と本院が発行する院外処方箋の調剤を応需される保険薬局間で、疑義照会を実施する際の手順として、両者間で合意の上実行するものとします。

疑義照会プロトコルの内容については、薬剤師法第23条第2項に規定される疑義の照会に対する医師の同意が包括的に得られたものとして取り扱います。

このプロトコル実施における全ての内容について、患者の不利益とならないようにするため、必ず患者負担額や変更点について詳細な説明を行い、患者もしくはその家族より同意を得た場合に限りプロトコルに従った変更を可能とします。患者やその家族への説明がない場合や説明が不十分で内容が理解されていない場合、または、患者さんの同意が得られていない場合については合意範囲外とします。また、在庫がないという理由のみでは合意範囲外となります。

処方箋に「後発医薬品変更不可」や「規格・剤型変更不可」等のコメントが付記されている場合は、処方医の指示が優先となります。

1. 問い合わせ窓口

- 心臓血管センター金沢循環器病院 薬剤部

TEL：076-253-8000（代）

- 受付時間（本院の診療時間内）

平日：午前8時30分から午後5時00分

土曜日：午前8時30分から午後0時30分（毎月第2土曜日を除く）

2. 疑義照会後の処方変更対応

プロトコルを用いて処方箋内容を変更した場合は、必ずその内容について薬剤師会のトレーシングレポート等の書式を用い、本院へ速やかにFAXにより連絡をお願いします。報告書の内容は本院にて電子カルテに入力し、診療録として保管いたします。

- 医療法人社団浅ノ川 心臓血管センター金沢循環器病院

FAX：076-253-0008

3. 次に記す内容については疑義照会の省略が可能です

(1) 一包化の指示

- (ア) 患者の希望がある場合、処方薬を一包化すること、一包化しないこと、処方薬の一部を別包とすること、あるいは処方薬の一部を一包化しないこと
- (イ) アドヒアランスの向上が見込まれる場合、患者の服薬管理状況を考慮した上で、処方薬を一包化すること、一包化しないこと、処方薬の一部を別包とすること、あるいは処方薬の一部を一包化しないこと

(2) 処方日数の調整

- (ア) 薬歴から判断して継続処方されている処方薬（外用剤を含む）に残薬がある場合、処方日数を短縮して調剤すること。
- (イ) 次回予約日から判断して処方薬（外用剤・インスリン・吸入薬を含む）が必要日数に満たない場合、処方日数を次回予約日まで延長して調剤すること（処方日数制限のある薬剤を除く）
- (ウ) 隔日投与など記載された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合、処方日数を適正化すること
- (エ) ビスホスホネート製剤などの週1回、月1回製剤が連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合、処方日数を適正化すること
- (オ) ファンギゾンシロップ（後発品を含む）については1瓶24mL入りであるため、衛生面を考慮して、治療に係る服薬日数が短縮されないよう、区切りの良い処方日数へ調整すること
- (カ) 新薬や向精神病薬などが投与制限を超えて処方されていた場合、最大限の投与日数で調剤し、不足分は再受診していただくように説明すること
- (キ) 麻薬処方の変更はできません
- (ク) 処方日数から考えて明らかに重複している同一薬剤の処方を、患者に十分な説明を行った上で削除すること

(3) 用法の変更

- (ア) 医師の判断の下、漢方薬などが食後服用となっている場合、アドヒアランスを考慮して食後服用で調剤すること
- (イ) 食前や食直前等で処方されている漢方薬等を薬事承認されていない食後服用へ変更する場合、患者の服用状況から合理性を十分考慮して食後服用へ変更すること
- (ウ) 医師の判断の下、就寝前に服用すべき一部の抗アレルギー薬が夕食後服用となっている場合、アドヒアランスを考慮して夕食後服用で調剤すること
- (エ) α -グルコシダーゼ阻害薬やグリニド薬等が食前や食後服用となっている場合、処方医の説明内容と食事の摂取状況を確認した上で、適切な用法に変更すること

(オ) 同一の Rp. で処方されている複数の軟膏剤等において混和の指示がない場合、混和後の安定性を薬学的に判断した上で、混合調剤すること

(4) 内服剤の剤型の変更

(ア) 普通錠の内服が困難な患者の場合、アドヒアランスの向上のために同一成分の OD 錠や散剤へ変更して調剤すること

(イ) 嚥下機能が低下している患者の場合、粉碎後の安定性と体内動態を薬学的に検討した上で、錠剤を粉碎して調剤すること

(ウ) 散剤の内服が苦手な患者の場合、アドヒアランスの向上のために同一成分の普通錠や OD 錠へ変更して調剤すること

(エ) シロップ剤の内服が苦手な患者の場合、アドヒアランスの向上のために同一成分のゼリー製剤等へ変更して調剤すること

(オ) 麻薬処方の変更はできません

(5) 外用剤の剤型及びサイズ、包装規格の変更

(ア) 同一成分におけるパップ剤からテープ剤への変更、もしくはその逆の要望を受けた場合、患者の希望に応じて変更して調剤すること（ただし、包装単位の関係上、同一の枚数にできない場合、63枚を超えない適切と判断される枚数へ変更してください）

(イ) 同一成分における膏剤、パップ剤やテープ剤において、サイズや規格変更の要望を受けた場合、適応症を確認のうえサイズや規格・容量を変更して調剤すること

(ウ) 軟膏からクリームなど外用剤においての剤型変更はできません

(6) 外用剤の用法の追記

(ア) 外用剤の貼付部位や塗布部位、使用回数などの記載がない場合や異なる部位が記載されているときは、患者面談から得られた用法を記載すること

(7) 規格等の変更

(ア) 処方薬に別規格のものがある場合、薬剤の安定性や利便性の向上、並びに半錠にする際の衛生的配慮により最適と判断できる規格で調剤すること

(イ) 低用量の規格において著しく患者さんの負担額が高くなる場合等において、高用量の規格を分割して同一分量となるように調剤すること

(ウ) 水剤や散剤において既成の分包品がある場合、薬剤の衛生面に配慮して、その分包品を用いて調剤すること

(エ) 麻薬処方の変更はできません

(8) 同一成分薬への変更

- (ア) 患者が先発医薬品を希望された場合、後発医薬品から先発医薬品へ変更して調剤すること（但し、変更不可指示のある場合を除く）
- (イ) 患者が同一成分の別銘柄の先発医薬品を希望された場合、他の先発医薬品へ変更して調剤すること

4. その他

(1) 本プロトコルを

当院のHP [URL:http://www.kanazawa-heart.or.jp](http://www.kanazawa-heart.or.jp) により公表しました

なお、実施後の変更については今後HPにて修正しますので、
ご確認のうえお手元のプロトコルを適宜改訂してください

HPサイトの見方

HPトップ ⇒ 診療科・部門 ⇒ 部門 ⇒ 診療技術部門
⇒ 薬剤部 ⇒ 疑義照会運用プロトコル

(2) 処方箋記載の検査データについては下記の何れかのデータを記載してあります

- ・ 処方箋発行日の採血データ
- ・ 処方箋発行日に採血がない場合は、直近3ヶ月以内採血の最新データ

合意書

医療法人社団浅ノ川 心臓血管センター金沢循環器病院（以下、甲という）と
保険薬局【名称：_____】（以下、乙という）は、
院外処方箋の運用について、次の条項により疑義照会プロトコルに関する合意をかわす。

記

第1条 外来院外処方箋における疑義照会の運用

- ① 一包化の指示
- ② 処方日数の調整
- ③ 用法の変更
- ④ 内服剤の剤型の変更
- ⑤ 外用剤の剤型及びサイズの変更
- ⑥ 外用剤の用法の追記
- ⑦ 規格等の変更
- ⑧ 同一成分薬への変更

※乙は患者が不利益を被らないことを原則として、このプロトコルを実施する。
詳細は、別紙「疑義照会プロトコル～保険薬局と病院間～」を参照とする。

第2条 開始時期

西暦2022年 8月 1日より開始とする

第3条 合意の解除・内容の変更

合意解除や内容変更について、必要時協議する

本契約の締結を証とするため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を所持する

西暦	年	月	日
甲	所在地	石川県金沢市田中町は16番地	
	病院名	医療法人社団浅ノ川 心臓血管センター金沢循環器病院	
	病院長	池田 正寿	印

乙	所在地	
	保険薬局名称	
	代表者役職名	
	氏名	印

以上